

日弁連副会長
インタビュー平成14年度の活動を
振り返って

インタビュー項目

- 1 国会対策として取り組んだ平成14年度の活動内容。
 - 2 弁政連の活動との連携状況。
 - 3 取り組んでみての成果・反省点・感想など。
 - 4 次年度以降の取り組みをどのようにしたらいいか。具体的な提案など。
- (編集部)

平成14年度
日弁連副会長

伊礼勇吉



1. 国会対策としては、司法全般に亘る要請行動として、すべての政党の政策担当者及び有力議員と複数回懇談と意見交換を重ね、理解を求め、又個別課題、例えばロースクール、簡裁事物管轄、外弁、法曹資格問題については、十数回に亘って、議員会館を訪問し、日弁連の主張につき、理解を求めるべく情報を提供し、説得活動を展開しました。
2. 上記の如き活動の際、特に政党との懇談、意見交換は殆どすべて弁政連主催で行っていただき、大変スマーズ且つ有意義であったと執行部としては高く評価しています。弁政連主催、執行部主演と云う連携状態は良い智恵であり、今後も継続すべきものだと思います。
3. 取り組みの成果は大いにあったとの思いです。政党も各議員も当然ながら情報不足であり、理解が不十分であります。意見交換等を通じて理解が深まり、我々のため、大きな力になった例も多い。事物管轄問題は正にその好例と云えます。

- いずれにしても弁護士会はこれまで他の士業に比して、政治との日常的組織的アクセスが少なすぎたと思います。今後司法問題は法曹三者の手から離れ、政治の場で議論されることになると思われる所以、我々としてはそのことを念頭において、今後、政治とのかかわり方を検討再構築する必要がありましょう。その時、主役の役目は、弁政連をおいてないと 思います。
4. 弁政連は組織力を強化し、体力をつけるべきであります。政党、議員等とのかかわりを持つとき、弁政連の全国的な広がり、会員数の量がそれ自体説得力を持つと云う効果があり、且つ会員の意識改革にも相乗効果を發揮するものと思われます。

今年度、小堀執行部の努力の結果、会員数を大幅に増やし、全単位会に理事を確保することができたのは大変良いことだと思います。

次年度以降も同様の努力を続けて行かれ、側面から日弁連の足腰強化のため、格段のご支援をお願い申し上げる次第であります。

平成14年度
日弁連副会長

須須木永一



1. 「弁護士先生方はまとまって行動することが苦手みたいですね。今までこのように議員との接触の仕方はなさらなかつたのです?」これがある議員の方とお目にかかるときの最初の言葉でした。言われてみればそのとおり。司法書士の訴訟代理権に関する法案が、我々がほとんど物言うまもなく国会を通過してしまったことを教訓に、簡裁の事物管轄・外弁問題・法科大学院問題など一致団結していわゆる「ロビー活動」に積極的に取りくむことになった次第です。
2. 「ロビー活動」はもちろんのこと、どの議員と面会するか、いかに議員との交流を深めるかなどについて、弁政連の情報、サポートにより我々がニュースに活動できたと思います。したがって今後も引き続き弁政連の活動は重要であり、さらに活発にならることを期待しています。
3. 議員の方を説得することにより、例えば法科大学院問題や簡裁の事物管轄など流れが大きく変わることを実感しました。また、説得は最初の1分間が勝負ではないかと思いました。ほんち絵などを利用し、興味を持ってもらうことができれば大成功で、この点古井副会長の説得は圧巻でした。
4. さらに弁政連の方々には積極的な活動をお願いしたいと思います。そして特定することなく幅広く議員、政党の方々と弁護士会との相互理解が深められる様、あらゆる情報・人脈を利用していただければと思います。

平成14年度
日弁連副会長

古井明男



1. 司法改革の実現の年であった昨年度は、国会対策の年でもありました。しかし、今まで立法過程に参画した経験に乏しい日弁連としては、相手方の情報もなく又逆にこちらのことも理解してもらっていないことがやはり弱点でした。
2. この反省から、平素からのおつき合いが大事と、顔を知っていたり関係のある議員がいる席には、進んで出るようにしたりしてきました。特に関東十県会選出の副会長である私と須須木さんは国会対策の為に常駐してきたようなものですから、2人で出来る限り色々な会合(勉強会・パーティ・調査会など)に参加しました。

副会長の肩書きが有効で、面識がなくとも議員さん達は連絡すれば会ってくれました。議員さん達もこちらからの情報は欲しいようでした。

3 思い出は、簡裁事物管轄問題が司法書士議員連盟の動きによって、大幅増額の声が強くなってきて状況が思わしくなかったころ、議員連盟の総会の当日に、岩本・須須木副会長と3名で、議員連盟に参加している議員約45名を3時間位で日弁連の主張を資料を持って廻ったことです。日弁連副会長3名が議連のメンバー廻りをしたことはインパクトが強かったと思います。又自民党司法制度調査会で大幅増額に反対との意見を述べてくれる議員の発掘が大変で

これも須須木副会長と某議員のところを日参して何とか実現でき、これをきっかけに状況が変わってきたので印象深い思い出です。

一方外弁問題は当初議員さん達も解禁に消極説が多く説得が功を奏したかに見えましたが、最後は規制緩和の合唱のなかで押さえ込まれた感があり、こちらは苦い思い出です。

4 これから国会対策は益々重要になってくることは間違いない、その意味では弁政連の活動は最も重要な時期に来ています。地方会からも参加できる活動が必要になって来るし、情報を対外・対内にもっと発進すべきです。大いに期待しています。

国会議員との懇談会開かれる

3月18日（火）弁政連主催の国会議員との懇談会が開催された。当日は米英によるイラク攻撃が開始され、国会・政党関係者は多忙な一日であったが、衆議院議員・参議院議員の先生方25名が出席頂いた。党の内訳は、自由民主党8名、民主党11名、公明党3名、日本共産党2名、社会民主党1名であった。

冒頭挨拶に立った本林徹日弁連会長は、司法改革に関する次の4点を強調した。

- ① 一審判決まで2年以上かかるのは、民事で7.2%、刑事で0.4%のみであり、裁判「迅速化」法案は「充実」と一体として行なわれるべきであること
- ② 裁判に負けたときの過重な負担をおそれるあまり、裁判をあきらめて泣き寝入りせざるを得なくなる弁護士報酬の敗訴者負担の一般的導入には反対すること
- ③ 日弁連製作の裁判員ドラマが完成し、全国に上映運動を展開すること
- ④ 新制度導入にあたり、国会議員による推進議員連盟を立ち上げて頂きたいこと
- ⑤ 現在検討が進んでいるリーガルサービスセンター構想については、弁護士会のこれまでの活動成果を尊重し、更に発展させるものであること

その後、出席頂いた議員の方々から司法改革への積極的取り組みに向けた決意や日弁連への注文が述べられ最後に河原昭文副会長からエールの交換があり盛会裡に幕を閉じた。

（副幹事長 小林元治）



ご出席いただいた国会議員の方々 (順不同・敬称略)

（衆議院議員）

逢沢 一郎	岡山1区	自民党
太田 誠一	福岡3区	自民党
左藤 章	大阪2区	自民党
星野 行男	新潟県5区	自民党
保岡 興治	鹿児島1区	自民党
渡辺 喜美	栃木3区	自民党
漆原 良夫	比例北信越	公明党
佐々木秀典	北海道6区	民主党
仙谷 由人	徳島1区	民主党

（参議院議員）

日野 市朗	比例東北	民主党
古川 元久	愛知2区	民主党
山内 功	比例中国	民主党
横路 孝弘	北海道1区	民主党
木島日出夫	比例北信越	共産党
林 芳正	山口	自民党
福島啓史郎	比例区	自民党
弘友 和夫	福岡	公明党

（順不同・敬称略）

山口那津男	東京	公明党
江田 五月	岡山	民主党
小川 敏夫	東京	民主党
鈴木 寛	東京	民主党
千葉 景子	神奈川	民主党
築瀬 進	栃木	民主党
大脇 雅子	比例区	社民党
井上 哲士	比例区	共産党

定例理事会報告

定例理事会が2003年3月18日、霞ヶ関ビル東海大学校友会館で開催された。

小堀理事長の挨拶があり、つづいて吉岡幹事長から1年間の会務報告がなされた。昨年6月21日の理事会以降の会務として、会員が約600名増加したこと、東北弁連を皮切りに、各ブロックの定期大会に理事長や副理事長らが来賓として参加し弁政連の活動報告と会員拡大を要請したこと、ニュースを1号と2号発行し、現在第3号を編集中であること、各党との懇談会が開催されたこと、日弁連執行部との連携、弁護士会館地代問題の取り組みとその成果等が報告され了承された。

さらに、今回の理事会には来賓として日弁連本林会長と大川事務総長が参加されたが、このうち大川事務総長から最近の日弁連の活動状況、とりわけ、司法改革の関連立法において国会や各党・各議員との関係が大変重要であるとの報告と弁政連への期待が述べられた。

また、本年は2年に1度の定期総会の開催年であるところ、来る5月27日に弁護士会館で総会、東条会館で次期の役員就任披露と懇親会が開催されることが決定された。

（幹事長 吉岡桂輔）

弁護士から立法へのメッセージ(第1回)

ようこそと言える国へ ～るべき難民認定制度

弁護士 児玉晃一



2001年秋のアフガン難民申請者に対する強制収容問題、2002年5月の中国瀋陽の日本総領事館における驅逐事件をきっかけに、「難民に冷たい国」ニッポンという現実がクローズアップされました。その後法務大臣の諮問を受けた出入国政策懇談会は、2002年11月1日に中間報告を発表し、去る2003年3月4日に、政府・与党による改正法案が提出されました。

この改正案では、従来批判の強かったいわゆる60日ルール（上陸後60日以内に難民申請しなければ、たとえ送還されたときに殺害されることが確実であったとしても、原則として難民として認定しないという現行法の期間制限）は撤廃されました。

また、現在の制度では難民申請中であっても退去強制手続きが進められ、収容されることもあり、収容されないときでも生活の保障がない状況でした。

これを改善するため、一定の除外事由に該する場合を除いて、申請者には「仮滞在許可」というものが認められることになりました。また、認定後も一定の除外事由に該する場合を除いて在留資格が認められるようになりました。

しかし、「60日要件」が撤廃されても、改正案では6か月を超えて難民申請をした者には「仮滞在許可」が与えられなかったり、あるいは難民認定されても在留資格が認められないなど、非常に歪んだ制度が提言されています。この改正案では、実質的に何も変わらないという批判すらあります。

難民制度の改正について、日弁連は、「難民認定手続等の改善に向けての意見書」を2002年11月12日に発表しました。上記の中間報告よりも多岐にわたる論点について検討し、るべき難民認定制度のあり方について提言したものです。この意見書作成の中心となったのは、現場で難民問題に献身的に取り組んできた弁護士達です。申請者や支援者達の切実な声を、現場に最も近い法律家ができる限り反映したものです。以下、その要旨のうちいくつかを挙げます（全文は日弁連のhttp://www.nichibenren.or.jp/jp/katsudo/sytyou/iken/02/2002_31.htmlから入手できます。）

- 1 難民申請期限の徒過という形式的な理由のみによって難民申請を不認定とするいわゆる60日ルール制度を撤廃すること
- 2 法務省入国管理局が難民認定手続を所管している

現状を改め、入国管理や外交政策を所管する省庁から独立した第三者機関による難民認定手続を確立すること

3 難民認定手続における適切な調査と判断を行うことのできる専門家としての難民認定官を採用し、育成すること

4 難民認定手続における適正手続保障の実現のため、以下の諸方策などを講じること
(中略)

(3) 難民認定の結果について詳細な理由を付記する

5 難民申請中の者に対して原則として審査終了までの間の在留資格を付与するなど、難民申請中の者の法的地位を確立すること

等々

「1」は、期間制限を設けてしまうと本当に帰国したら生命を奪われる危険がある人でも難民とは認められず、送還の危機に瀕してしまうことは、人道上許されないと、極々当たり前の感覚からの発想に基づくものです。改正法案では形式上60日ルールを撤廃しましたが、上陸後6か月を過ぎて申請した者には在留資格が当然に認められないという制度になっています。本質的な理解を全く欠いた案です。

「2」はもともと出入国政策懇談会も検討事項としていた事項についての弁護士会による見解です。

「3」は、現場で調査官に接している弁護士ならではの意見です。2002年12月、元難民調査官が大阪地裁で行われた証人尋問で、「難民調査のための特別な研修は受けたことがない」と、恥じることなく明言していました。2003年には、難民調査官の申請者への事情聴取に立ち会った弁護士から、「アフガン難民の調査をしていた調査官が、カルザイ大統領のことを知らなかつた！」という報告が寄せられました。質の向上は急務です。

4のうち(3)は、法務大臣も近時「木で鼻を括ったようと言われても仕方ない」として改善の方向を示唆した問題点です。

5は、難民条約に定められた当然のことを求めているにすぎません。

前国連難民高等弁務官緒方貞子氏は、「日本はいわゆるエンターテイナーを毎年10万人を合法的に受け入れていますが、日本の出入国管理においては、エンターテイメントが難民に対する思いやりよりもはるかに優先されているのでしょうか。」と述べました。2002年の難民認定者は、たったの14人で、その1万分の1です。

難民認定というのは、誤れば無辜の人を死刑にするのに匹敵する、人命に直結した非常に重い問題です。エンターテイナーに向けられている慈悲を難民に傾け、今こそ、世界の人たちに「ようこそ」と言える国となるような改正が望まれているのです。

弁政連活動日誌(3)

自 平成14年12月19日
至 平成15年3月31日

平成15年

- 1月1日 弁政連ニュース第2号発刊
- 1月8日 国会対策会議
- 1月10日 弁政連ニュース編集会議
- 1月14日 在京正副理事長会議
- 2月19日 在京正副理事長会議

- 2月20日 国会対策会議
- 2月20日 自民党司法制度調査会との懇談
- 3月13日 在京正副理事長会議
- 3月18日 理事会
- 3月18日 国会議員を囲む懇談会

弁護士会活動をご支援 いただく国会議員の方々(その3)

- ①所属党、選挙区
- ②現在の主な役職
- ③弁政連にひとこと

《衆議院議員》

甘利 明



- ①自由民主党、神奈川13区
- ②自由民主党筆頭副幹事長
- ③調査会副会長として司法制度改革が国民益となる様頑張ります。

左藤 章



- ①自由民主党、大阪2区
- ②自由民主党組織局次長
- ③国民に開かれた、わかりやすく、信頼される司法制度の改革を

谷川 和穂



- ①自由民主党、比例代表
- ②自由民主党両院議員総会長
- ③時代の大きな転換期に、弁政連の活動に大きく期待いたします。

平沼 趟夫



- ①自由民主党、岡山3区
- ②経済産業大臣
- ③国民に信頼される司法制度の構築に弁護士の果たす役割が期待されます。

茂木 敏充



- ①自由民主党、栃木5区
- ②外務副大臣
- ③司法制度改革を進めるため、その一翼を担う弁政連に期待します。

加藤 公一



- ①民主党、東京20区
- ②民主党役員室次長
- ③フェアな社会の実現に向けて、ともにがんばりましょう。

山花 郁夫



- ①民主党、東京22区
- ②法務委員会理事
- ③リーガルサービスがより身近になるよう、共に頑張りましょう。

《参議院議員》

近藤 剛



- ①自由民主党、比例
- ②自由民主党司法制度調査会 国際化社会に対応する司法・法務のあり方に関する小委員会副委員長
- ③21世紀の日本が必要とする司法制度改革を一緒に推進しましょう。

世耕 弘成



- ①自由民主党、和歌山
- ②国会対策副委員長
- ③ユーザーориентированныйな司法改革に取り組む決意です。

福島啓史郎



- ①自由民主党、比例
- ②参議院経済産業委員会委員
- ③激動の時代、良き国創りに向け弁政連の更なるご隆盛を祈念します。

弘友 和夫



- ①公明党、福岡
- ②環境副大臣
- ③基本的人権の擁護と社会正義の実現という理念のもと国民の目線で。

鈴木 寛



- ①民主党、東京
- ②党副幹事長
- ③法科大学院の円滑な立ち上げの為、奨学金等学生支援に精励します。

入澤 肇



- ①保守新党、比例
- ②政調会長代理
- ③弁護士という職業は、最も誇るもの一つという自覚を大事に。

鶴保 康介



- ①保守新党、和歌山
- ②国土交通大臣政務官
- ③国民の権利としての、今回の司法制度改革に真剣に取り組みます。

編集後記

弁護士から立法へのメッセージの第1回として、児玉見一員に難民認定問題を書いてもらいました。司法現場の弁護士から、立法者である国会議員へのメッセージです。前号の国会からのレポート(第1回)と併せ、今後とも立法と司法双方向

の情報交換の場を提供したいと考えます。

余すところ任期も約1ヶ月となり、お手伝いする最後の号となりました。新たなメンバーによる斬新なニュースの発行を期待しています。

弁護士会と国会をつなぐニュースへ向けて、さらに新しい企画をし、紙面の充実を図っていきたいと考えています。本ニュースの企画につき、ご意見がありましたら、ぜひ編集部宛ご連絡下さい。

何の予備知識もないままに弁政連に関与するようになって半年が過ぎようとしていますが、先日、弁政連ニュース第1号を読み返していたら、高校の先輩が弁護士出身の国会議員となっていることを知り、急に、弁政連ニュースが身近なものに感じられるようになりました。

今後は、皆様に、身近に感じてもらえるような弁政連ニュースにしたいと思っています。

(なかじま)